

熊野川流域懇談会 規約

第1条 本規約は、「熊野川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置し、新宮川水系(熊野川)河川整備(以下、「河川整備計画」という)に基づく事業の進捗状況等について意見を述べることを目的とする。

なお、河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合は、河川管理者が示す変更原案について意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は近畿地方整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則3年とする。
3. 委員は、再任することができる。ただし6年を標準(目安)とする。
4. 委員の追加については、必要と認める場合には懇談会に諮り整備局長に要請できる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

(委員長)

第4条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 懇談会は、委員長の指示により事務局が召集する。

2. 懇談会は、委員総数の過半数以上をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 懇談会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、これを付す。
4. 懇談会は、必要に応じて委員以外に意見を聞くことができる。

(情報公開)

第6条 懇談会及び懇談会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所が行うものとし、以下の業務を行う。

- 1) 会議資料の作成
- 2) 議事録の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- 4) その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会に諮つて定める。

(付則)

第10条 この規約は、令和6年9月27日から施行する。